

保管中農産物補償共済

青色申告
農家の方

は補償が更に充実している **収入保険** への加入をオススメします。



「もしも」にそなえる、
あなたへのエール。
収入保険

01 補償の範囲

建物に保管中の農産物または運送中の農産物

※保管中とは、販売目的及び自家消費向けの保管のことをいいます。乾燥・調整等の作業中で建物内にあるものも対象となります。

※専ら運送サービスを提供する者による運送は除きます。

※他人から預かった農産物は補償の対象外となります。

02 補償される農産物

農作物共済、畑作物共済、果樹共済に加入している農産物

農作物共済

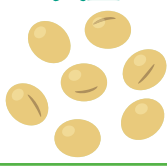
水稻・陸稻



麦



大豆



畑作物共済

スイートコーン



※組合による

かぼちゃ



※組合による

果樹共済

梨



03 支払対象となる主な災害

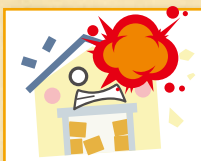
建物に 保管中



火 災



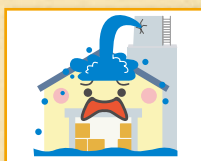
落 雷



破裂・爆発



建物外部からの
落下・衝突等



給排水設備の事故等
による水ぬれ



騒乱・集団行動
による破壊



盗難による盗取
または、き損・汚損



自然
災害 水 害



自然
災害 風 害



自然
災害 地 震

加入金額の
30%程度

運送中



火 災



破裂・爆発



衝突・墜落及び転覆
(荷崩れを除く)



04 補償のタイプと掛金

項 目	Aタイプ (一時保管向け)	Bタイプ (通年保管向け)
補償期間 【開始日の午後4時～終了日の午後4時まで】	連続する120日間	1年間
1品目・1口当たり共済金額	100万円	100万円
1品目・1口当たり共済掛金	2,500円	6,500円

05 共済金のお支払い

保管中又は運送中の農産物に1万円以上の損害が発生した場合、共済金額を限度として農産物の損害の額をお支払いします。

地震等事故の場合は損害の額の30%が限度となります。(1品目・1口当たり30万円程度)

$$\text{損害の額} = \text{被害数量} \times \text{1kg当たりの価額}^{\ast 1}$$

※1 農林水産大臣が告示する1kg当たり共済金額の最高額を使用し、用途が主食用以外の場合は、用途ごとの単価を使用します。
1kg当たり共済金額は、年度ごとに異なります。詳細は、最寄りの農業共済組合までお問い合わせ下さい。

支払例

納屋に泥水が流れ込み、
保管中の玄米（1口・100万円加入）に損害が発生

※当該年度の主食用米告示額が200円

被害を受けた玄米が3,000kg(50俵)の場合

損害の額 3,000kg × 200円 = 600,000円

共 済 金 600,000円

被害を受けた玄米が6,000kg(100俵)の場合

損害の額 6,000kg × 200円 = 1,200,000円

共 済 金 1,000,000円

●お問い合わせ、お申し込みは●

担当者